

基本施策（４）総合的な相談・支援体制の充実

市民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細かに対応し、必要な支援に結びつけていくため、まずは、相談窓口などの周知や、身近な地域で相談対応ができ、支援につなげることができる体制を充実することが重要となります。

また、地域の相談窓口や相談支援機関を含むさまざまな専門機関が、お互いの活動内容や役割を十分に認識するとともに、地域と専門機関、専門機関同士が連携を図り、総合的な相談・支援体制の充実・強化を進める必要があります。

さらに、生活困窮者については、「生活困窮者自立支援法」に基づき、既存の取り組みとの連携を図りつつ、支援体制の構築を進める必要があります。

取り組み項目	取り組みの内容	市民	担 い 手	社 協	市
①相談窓口などの積極的な周知	地域における相談窓口や相談支援機関などについて、積極的な周知を図ります。	○	◎	◎	◎
②地域団体などによる相談・支援体制の充実 【重点課題４解決策】	身近な地域での相談窓口の充実を図るため、地域団体などのさまざまな活動での相談・支援機能を強化します。	○	◎	◎	◎
③社会福祉協議会の相談・支援機能の強化	市民一人ひとりや地域の課題などを適切に把握・対応するため、社会福祉協議会の相談・支援機能の強化を図るとともに、総合的な相談・支援体制を構築します。			◎	○
④専門機関の相談・支援機能の強化	高齢者や障がい者、子育て、生活困窮者、雇用・就労など、さまざまな分野の専門機関の相談・支援機能の強化を図ります。		◎	◎	◎
⑤行政による相談対応の充実	庁内における窓口相談機能の充実・連携の強化を図ります。				◎
⑥相談・支援機能の連携の強化 【重点課題４解決策】	地域団体や専門機関（社会福祉施設等）が、お互いの活動内容や役割などへの理解を深め、相談対応において積極的な連携を図ります。			◎	◎
	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、協議体や生活支援コーディネーターを設置し、関係者のネットワーク化などに努めます。	○	◎	◎	◎
⑦生活困窮者への支援体制の構築 【重点課題４解決策】	「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者一人ひとりの状況に応じた自立支援を行うため、関係機関等と連携した包括的な支援体制の構築を進めます。		◎	◎	◎

【市民ができること】

- 支援が必要になった場合も困らないよう、相談先やサービス内容などに関する理解に努めましょう。(①②)

【担い手ができること】

- 地区福祉委員会など地域団体や民生委員児童委員、当事者組織は、地域住民の身近な相談窓口として情報提供や相談対応を行います。(①②)
- 地域団体などは、専門機関の活動内容、役割などへの理解を深め、必要に応じて、専門機関につなぐなど、相談対応において積極的な連携を図ります。(②⑥)
- 市内の社会福祉法人立の老人福祉施設に配置されている総合生活相談員（施設CSW）は、社会貢献事業などを通じて相談援助活動を行います。(④⑦)

【社会福祉協議会が行うこと】

- 身近な地域での相談窓口の充実を図るため、地区福祉委員会など地域団体や当事者組織、民生委員児童委員、福祉施設などの相談・支援機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、その周知に努めます。(①②)
- 小地域ネットワーク活動の個別援助活動の強化やサロンなどでの相談対応なども踏まえて、住民が主体の相談窓口から専門機関へつなぎ、課題解決に向けた仕組みづくりをめざします。(②③⑥)
- 社会福祉協議会の各相談窓口および外部の相談機関との連携を一層強化し、複合的な課題を抱える市民がどの相談窓口に来られても、解決に向けた支援ができる体制を構築します。(③)
- 生活困窮者の早期発見を図るとともに、一人ひとりの状況にあわせた包括的な支援体制の構築を進めます。(④⑦)
- 地域福祉の担い手や専門機関などが、お互いの活動内容や役割を知り、認識を深めることができるよう、機会・仕組みづくりを進めます。(⑥)
- 地域福祉の担い手や専門機関などの相談対応における積極的な連携に向け、コーディネート機能を充実するとともに、その周知に努めます。(⑥)
- 社会福祉法人・事業所との連携を強化し、各法人・事業所の職員の確保と定着を図るための人材育成支援を行ないます。(⑥)
- 市内すべての社会福祉法人による社会貢献事業を推進するために、ネットワークの構築や相談窓口の機能を強化します。(⑥)
- 介護保険制度の改革に伴う、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置などの「新しい総合事業」を推進します。(⑥)

主な取り組み（指標 P71）

- ◆CoWによる新たな福祉課題に対応するための地区福祉委員会における相談支援
- ◆民生委員児童委員の相談援助技術支援（民生委員児童委員協議会事務局）
- ◆当事者組織への支援
- ◆社会福祉施設連絡会を通じた相談機能の強化
- ◆個別支援と地域支援の総合的展開（CSWの機能強化）
- ◆CoWによる小地域ネットワーク活動の強化支援（個別援助活動やグループ援助活動の強化）
- ◆生活困窮者自立支援事業の強化

コラム5 オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業

オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業は、大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設が有する資源やノウハウを活かして、下記の事業を展開するものです。

①生活困窮者レスキュー事業

社会経済情勢の変化に伴い拡大・増加している制度の狭間の生活困窮など生活課題を抱える人々に対し、社会福祉法人（施設）に所属する総合生活相談員（施設CSWなど）と、大阪府社協所属の社会貢献支援員が連携してワンストップの総合生活相談を行うものです。

公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した生活困窮状況にあり、他に支援する手段がない場合、施設長の決裁により、おおむね10万円を限度とした「経済的援助（現物給付）」による支援も必要に応じて実施されます。

②社会福祉法人（施設）の強みを活かした地域貢献事業

社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設など）を活かし、よろず相談と各種制度・サービスへのつなぎ、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障がい者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、施設種別の特性や強みを活かした事業を展開するものです。

③社会貢献基金の拠出

オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業を実施するための財源として、各施設から「社会貢献基金」を拠出します。

【市が行うこと】

- 市民が困った時や支援を必要とする時に、安心して相談できるよう、各種媒体や施設を活用し、各種相談窓口情報の提供を行います。(①)
- 相談・支援体制の充実・強化を図るため、地域団体や当事者組織による会員相互の情報交換などの促進や、市や社会福祉協議会などが実施する研修などへの積極的な参加を促進します。(②)
- 地域内施設連絡会を通じて、地域内の関係機関・社会福祉施設等とネットワーク構築を図り、情報共有を定期的に行います。(②⑥)
- 市民の福祉ニーズの複雑・多様化に対応できるよう、相談・支援機能の充実などを進めます。(③～⑤)
- 地域包括支援センターの充実を図り、高齢者が地域で安心して暮らせる相談・支援機能の強化に努めます。(④)
- 地域の健康づくりを推進するため、各出張所と人権コミュニティセンターに配置している保健師による健康相談の充実など地域での健康づくりの支援に努めます。(④)
- 子育てに関する悩みや不安を気軽に相談でき、適切な対応や支援などが受けられるように、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の相談・支援機能の強化に努めます。(④)
- 障がい者が安心して暮らせるように、障がい種別や施策分野に応じた専門的な相談窓口を充実するとともに、地域に根付いた身近な場所での当事者相談など、障がい者が気軽に相談でき、必要な支援に結びつきやすい相談支援体制の充実を努めます。(④)
- 障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、障がい者にかかる地域のさまざまな相談窓口等のネットワークの連携強化を図ります。(④)
- 就労困難者等が自らの能力を発揮し、適性やニーズ、障がいの特性などに応じた仕事に就けるように、労働、教育、福祉などの関係機関が連携しながら、就労に向けた支援を行います。また、就労につながる生活上の諸問題についての相談に応じます。(④)
- 身近な地域での要支援・要介護者の見守り・支援から緊急対応や専門的な対応まで、重層的な支援体制の構築を図ります。(⑥)
- 地域福祉の担い手や専門機関のスムーズな連携に向けて、各分野の既存のネットワークなどを踏まえ、いきいきネット相談支援センターを活用し、分野を越えた地域福祉のためのネットワークづくりを進めます。(⑥)
- 協議体や生活支援コーディネーターを設置して、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成や、関係者のネットワーク化などに努めます。(⑥)
- 各出張所等の地域拠点の充実を図り、相談機能を高めます。(⑥)
- 生活困窮者の相談に応じ、自立を支援するため、相談事業を実施します。また、さまざまな関係機関と連携し、包括的・継続的な支援を進めます。(⑦)

主な取り組み

- ◆社会福祉協議会との連携強化
- ◆母子保健地域組織育成事業
- ◆地域包括支援センター運営事業
- ◆地域健康づくり支援事業
- ◆子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ◆プレママ・親子相談・交流事業
- ◆(仮称)八尾子どもセンター整備事業
- ◆窓口等相談業務（障がい福祉に関する相談対応）
- ◆生活相談事業（桂人権コミュニティセンター・安中人権コミュニティセンター）
- ◆障がい者相談支援事業
- ◆地域就労支援事業
- ◆就労・生活相談事業
- ◆自立生活支援事業
- ◆消費生活センター事業（消費生活・多重債務相談）
- ◆女性相談事業
- ◆多文化共生推進事業
- ◆在宅福祉ネットワークの推進及び拠点事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置など）
- ◆介護保険利用者支援事業
- ◆介護保険事業者支援事業
- ◆見守りネットワーク推進事業【再掲】
- ◆地域ケア会議推進事業
- ◆児童虐待対策事業
- ◆生活保護事務
- ◆ホームレス対策事業
- ◆安中まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆龍華まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆久宝寺まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆西郡まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆大正まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆山本まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆竹淵まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆南高安まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆高安まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆曙川まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆志紀まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆本庁周辺・緑ヶ丘まちづくり拠点事業【再掲】
- ◆生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業
- ◆生活困窮者自立支援事業

コラム6 平成27年4月より生活に困っている方への支援制度が始まりました！

①生活困窮者自立相談支援事業

「働きたくても、働けない」「住む所がない」など生活に困りごとを抱えている方、まずご相談ください。専門の相談員があなたと一緒にどのような支援が必要かを考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

②住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

詳しくは、八尾市生活支援相談センター（八尾市役所本館 3階）へお問い合わせください。

電話：072-924-3761（直通） E-mail：yaojiritsu@yahoo.co.jp



コラム7 「生活支援コーディネーター」が配置されます！

平成27年4月の介護保険法改正により、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発、地域の多様な主体によるサービス・支援のマッチングなどのコーディネート機能を担う「生活支援コーディネーター」を配置することとなりました。

生活支援コーディネーターの目的・役割等について、国は以下のように設定しています。

設置目的

市町村が定める区域毎に、関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用しながら、コーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進します。

主な役割

- ・生活支援や介護予防の担い手の養成、サービスの開発
- ・関係者によるネットワークづくり
- ・ニーズとサービスのマッチング など

配置

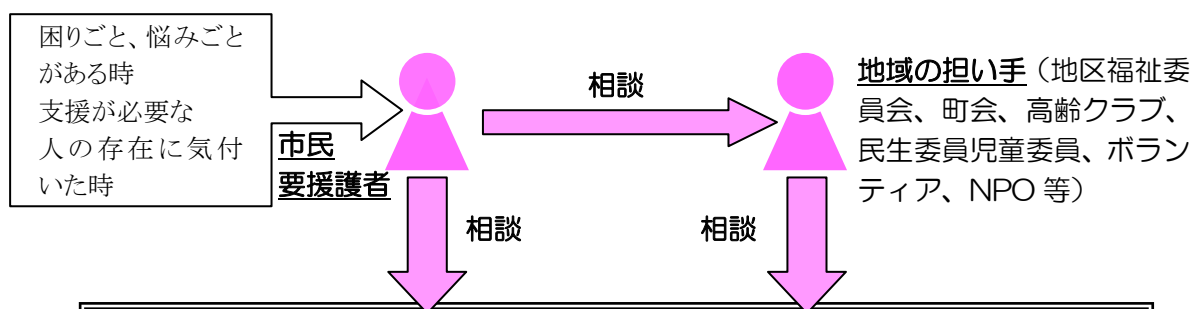
地域包括支援センターとの連携を前提としたうえで、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とします。

資格・要件

地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある人、または中間支援を行う団体等で地域のコーディネート機能を適切に担うことができる人。

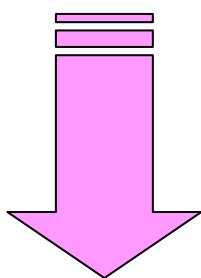
主な専門相談窓口

福祉や生活のことで困ったり悩んだりした時、地域で支援が必要な人などに気づいた時の「専門相談窓口」や「地域での相談窓口」として、以下のようなものがあります。



主な専門相談窓口や地域での相談窓口

- いきいきネット相談支援センター
- 地域就労支援事業
- 就労・生活相談事業
- 生活支援相談センター
- 生活相談
- 社会貢献事業（大阪府社会福祉協議会・八尾市内老人福祉施設実施事業）
- 地域包括支援センター
- 障がい者相談支援事業



次頁以降に主な専門相談窓口や地域での相談窓口の連絡先を整理します。



■■■■■■■■■■ いきいきネット相談支援センター ■■■■■■■■■■

福祉的な支援が必要な方に、各関係機関と連携しながら、専門の相談員（CSW（コミュニティソーシャルワーカー））が、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援をしていきます。

八尾市内では、下記の場所で相談支援事業を行っています。

相談場所	所在地・電話番号・FAX	委託機関
社会福祉会館	八尾市本町 2-4-10 TEL:072-991-1161 FAX:072-924-0974	八尾市社会福祉協議会
桂人権コミュニティセンター	八尾市桂町 2-37 TEL:072-996-6100 FAX:072-996-8466	八尾市人権かつら地域協議会
安中人権コミュニティセンター	八尾市安中町 8-5-30 TEL:072-924-4575 FAX:072-992-6575	八尾市人権安中・高美地域協議会

■■■■■■■■■■ 地域就労支援事業 ■■■■■■■■■■

働きたい気持ちがあるのに、なかなか就労に結びつかない方を支援するため、地域就労支援コーディネーターがご相談に応じます。

下記の地域就労支援センターで相談を行っています。（土・日・祝・年末年始除く）

地域就労支援センター	相談専用電話	相談場所
中央地域就労支援センター	TEL:072-929-0040	八尾市光町 2-60 西武パーキングビル 1 階 八尾市ワークサポートセンター内
桂地域就労支援センター	TEL:072-922-1827	八尾市桂町 2-37 桂人権コミュニティセンター内
安中地域就労支援センター	TEL:072-922-1892	八尾市安中町 8-5-30 安中人権コミュニティセンター内

■□□□□□□□ **就労・生活相談** □□□□□□□□

就労相談および就労につながる生活上の諸問題（「仕事を探している」「生活に困っているが、どこに相談したらいいのか」など）について、就労・生活相談員がご相談に応じます。

下記の相談拠点以外に他の公共施設での相談や家庭訪問も行います。

相談拠点	相談専用電話	出張所区域
龍華出張所	TEL:072-922-2911	龍華・竹湊
志紀出張所	TEL:072-949-8191	志紀・大正
高安出張所	TEL:072-941-0131	高安・山本
西郡出張所	TEL:072-922-1827	西郡・久宝寺
曙川出張所	TEL:072-922-3661	曙川・南高安
八尾市人権協会	TEL:072-924-0016	本庁管轄

■□□□□□□□ **生活支援相談センター** ■□□□□□□□

生活支援相談センターでは、さまざまな事情で生活に困っている人を対象に、生活相談サポーターが生活の自立に向けて、理由に応じて支援プランを作成し、住居確保給付金の支給などの利用できる制度の案内や専門機関等との連携により、生活の自立に向けた支援を行います。

【具体的な相談例】

- ・リストラ・失業等により生活費や家賃の支払いに困っている。
- ・長いこと働いておらず、社会に出るのが不安。
- ・複合的な問題を抱え、生活に困っている。
- ・借金が多く生活に困っている。

名称	相談時間	所在地・電話番号
八尾市生活支援相談センター	平日8:45~17:15	八尾市本町 1-1-1 八尾市役所本館3階 TEL:072-924-3761

生活相談

生活上のさまざまな問題、介護や子育てなど福祉の悩みや人権問題についてなど、住民の皆さんが抱えているさまざまな問題について相談に応じ、解決の方法を共に考えていきます。

八尾市内では、下記の場所で相談事業を行っています。

相談場所	所在地・電話番号・FAX
桂人権コミュニティセンター	八尾市桂町2-37 TEL:072-922-1826 FAX:072-999-4624
安中人権コミュニティセンター	八尾市安中町 8-5-30 TEL:072-922-1491 FAX:072-999-4626

社会貢献事業

「社会貢献事業」とは、老人福祉施設に配置した総合生活相談員（施設CSW）と大阪府社会福祉協議会が配置する社会貢献支援員が、地域の関係団体・機関とともに、支援が必要となった方々に寄り添い、これからの生活について一緒に考え、必要な福祉サービスにつないだり、日常生活の見守りを行うなど抱えている課題の解決に向けて取り組む事業です。

また、急迫した状況には、大阪府社会福祉協議会老人施設部会などが拠出した「社会貢献基金」を活用し、迅速な経済的援助（現物給付）により問題解決を図ります。

八尾市内の老人福祉施設が協力して「社会貢献事業」に取り組んでいます。

以下の施設などにご連絡いただければ、総合生活相談員（施設CSW）が相談に対応いたします。

施設など	所在地・電話番号・FAX
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会	大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪府社会福祉協議会内 TEL:06-6762-9001 FAX:06-6768-2426
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室	TEL:06-6762-9488 FAX:06-6762-9472
社会福祉法人 朋寿会 特別養護老人ホーム あすか八尾	八尾市太子堂 4-2-33 TEL:072-925-7501 FAX:072-925-7502
社会福祉法人 寿光会 特別養護老人ホーム 寿光園	八尾市楽音寺 2-125 TEL:072-941-2130 FAX:072-941-2128
八尾市立養護老人ホーム 心合寮	八尾市青山町 4-4-18 TEL:072-925-1177 FAX:072-925-1224

■■■■■■■■■■ 地域包括支援センター ■■■■■■■■■■

八尾市では、高齢者の方に安心して生活していただくために①地域の身近な相談窓口②要支援認定者（要支援1・2）や介護が必要となるおそれがある高齢者のケアプランの相談や作成③高齢者の人権や財産を守る権利擁護業務や高齢者虐待防止事業④地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援を、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が中心となり高齢者への総合的な支援を行う機関として、地域包括支援センターを設けています。

市内には、市の直営型1か所とランチ1か所、および地域型10か所の計12か所の地域包括支援センターがあります。それぞれの小学校区に以下の表の窓口があります。

24時間365日相談に応じます

中学校区	小学校区	八尾市地域包括支援センター(地域型)	所在地・電話番号・FAX
八尾 桂 上之島	山本 長池 用和	八尾市地域包括支援センター 萱振苑	八尾市萱振町 5-10 TEL:072-928-7080 FAX:072-928-7080
	北山本 桂 上之島	八尾市地域包括支援センター スローライフ八尾	八尾市福栄町 1-12 TEL:072-990-1220 FAX:072-990-1219
亀井 龍華 久宝寺	亀井・龍華 永畑・竹淵	八尾市地域包括支援センター ホーム太子堂	八尾市太子堂 4-1-32 TEL:072-996-0262 FAX:072-996-5867
	久宝寺 美園	八尾市地域包括支援センター 長生園	八尾市光南町 1-4-8 TEL:072-991-0182 FAX:072-991-1523
志紀 大正 曙川南	志紀 大正 大正北	八尾市地域包括支援センター あおぞら	八尾市太田 7-36-3 TEL:072-948-8222 FAX:072-948-3566
	刑部 曙川 曙川東	八尾市地域包括支援センター 緑風園	八尾市天王寺屋 5-1 TEL:072-949-6670 FAX:072-949-6703
成法 曙川 高美	八尾 安中 高美南	八尾市地域包括支援センター 成法苑	八尾市南本町 3-4-5 TEL:072-994-8030 FAX:072-994-7901
	高美 南山本 高安西	八尾市地域包括支援センター サポートやお	八尾市青山町 4-4-18 TEL:072-925-1199 FAX:072-925-1223
高安 南高安 東	西山本 東山本 北高安	八尾市地域包括支援センター 寿光園	八尾市楽音寺 2-126 TEL:072-940-5505 FAX:072-940-2789
	南高安 中高安	八尾市地域包括支援センター 信貴の里	八尾市服部川 5-7-2 TEL:072-940-5727 FAX:072-941-9987

八尾市地域包括支援センター(市直営) 八尾市役所本館1階 高齢福祉課内
 高齢者電話相談専用電話 TEL:072-924-9306 FAX:072-924-3981
 八尾市地域包括支援センターランチ 八尾市立社会福祉会館内1階
 TEL:072-924-8651 FAX:072-924-0974 相談時間 平日 8:45~17:15

障がい者相談支援事業

障がい者・障がい児及びその家族の地域支援(福祉サービスの利用援助や各種相談、情報提供など)を総合的に行います。八尾市内では、下記のとおり相談支援事業を行っています。

機関名	所在地・電話番号・FAX	備考
自立生活センターやお	八尾市西山本町 2-10-11-104 TEL:072-998-7979 FAX:072-998-9979	主に身体障がい者(児)やその家族の地域生活の支援(福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング、介護相談、情報提供など)を総合的に行います。
障害者・児生活支援センター「あつぷる」	八尾市楽音寺 1-85-1 TEL:072-940-1214 FAX:072-943-0294	重症心身障がい者(児)、知的障がい者(児)や身体障がい児の地域での生活支援(福祉サービスの利用援助や介護、相談、情報提供、療育指導など)を行います。
ちのくらぶ	八尾市天王寺屋 3-6 TEL:072-949-5740 FAX:072-920-1338	主に精神障がい者やその家族の生活支援(生活上の困りごとや悩みごと、病気や障がいのこと、経済的なこと、福祉サービスのことなど)を行います。
医真会しょうがい相談支援センター	八尾市沼 1-68-65 朝日プラザシティ 八尾南2番館 105号 TEL:072-948-8875 FAX:072-948-8867	身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)やその家族の地域支援(福祉サービスの利用援助、相談、情報提供など)を総合的に行います。
八尾市障がい福祉課 (基幹相談支援センター)	八尾市本町 1-1-1 TEL:072-924-3838 FAX:072-922-4900	障がい者(児)福祉について、各種サービスの提供や日常生活・社会活動を行ううえで困っていることなどについて相談に応じます。



■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ **あなたのまちの健康相談** ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

あなたのまちの健康相談（通称：あなまち）とは、各出張所等の保健師が、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての世代の方の健康に関するさまざまな相談を聞かせていただく場です。

出張所等	所在地・電話番号
龍華出張所	八尾市南太子堂 2 丁目 1 番 45 号 TEL: 072-922-2718
久宝寺出張所	八尾市北久宝寺 2 丁目 1 番 1 号 TEL: 072-922-2233
桂人権コミュニティセンター 兼 西郡出張所	八尾市桂町 2 丁目 37 番地 TEL: 072-922-1826(桂人権コミュニティセンター) 072-999-2243(西郡出張所)
大正出張所	八尾市若林町 3 丁目 27 番地 TEL: 072-948-1979
山本出張所	八尾市山本町 1 丁目 8 番 11 号 TEL: 072-923-4079
竹淵出張所	八尾市竹淵東 1 丁目 212 番地 TEL: 06-6708-3020
南高安出張所	八尾市恩智中町 4 丁目 232 番地 TEL: 072-943-7044
高安出張所	八尾市千塚 3 丁目 180 番地の 2 TEL: 072-941-8013
曙川出張所	八尾市八尾木 4 丁目 11 番地 TEL: 072-922-3456
志紀出張所	八尾市志紀町西 1 丁目 8 番地の 2 TEL: 072-949-5441
安中人権 コミュニティセンター	八尾市安中町 8 丁目 5 番 30 号 TEL: 072-922-1491

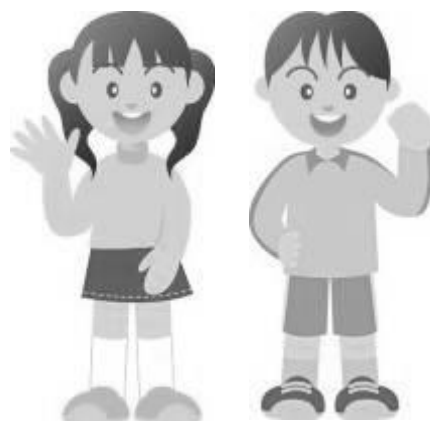
子育て中の方を対象とした相談窓口・情報提供

すべての子育て家庭が、安心して子育てができるようにさまざまな相談窓口があります。また、「子育ておうえんBOOK」やホームページによる情報発信を行っています。

相談窓口	所在地・電話番号・FAX	備考
子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」	八尾市本町 2-4-10 社会福祉会館 2 階 TEL: 072-924-9892 FAX: 072-924-8685	子育てや子どもの発達についての相談、児童家庭相談、ひとり親家庭相談を行っています。
保健センター	八尾市旭ヶ丘 5-85-16 (生涯学習センター内) TEL: 072-993-8600 FAX: 072-996-1598	妊娠や出産への不安や、育児・離乳食についての相談を行っています。
教育サポートセンター	八尾市栄町 1-5-4 TEL: 072-924-3892 FAX: 072-924-3414	教育相談及び八尾市立学校園への就園・就学についての相談を行っています。

詳しい情報については関連ホームページをご覧ください。

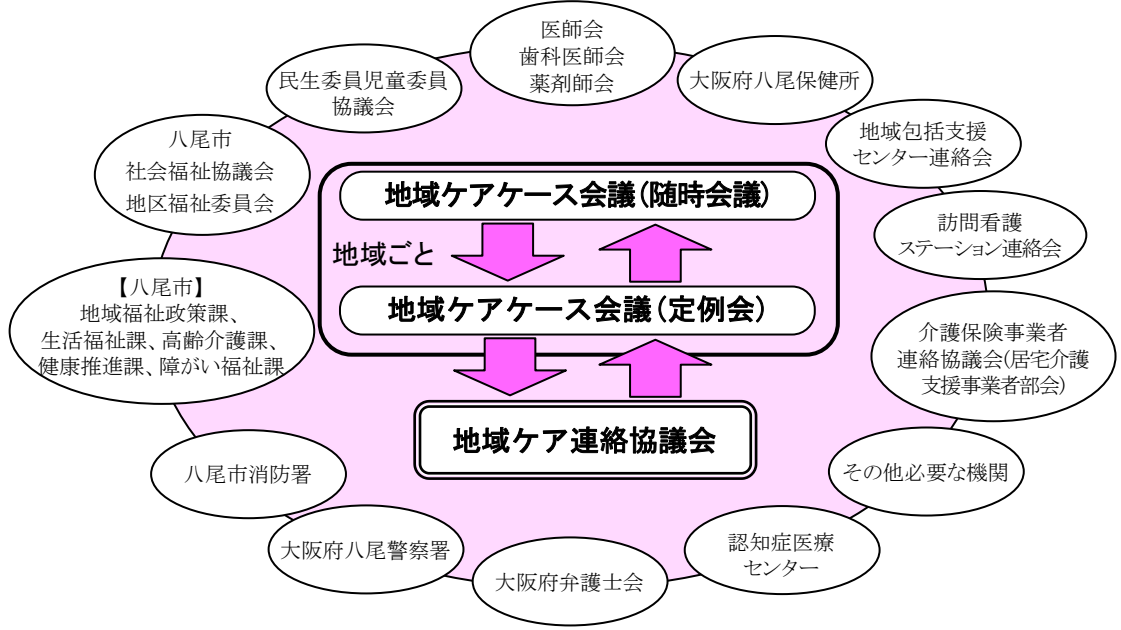
項目	ホームページ	備考
子育ておうえん BOOK	http://www.city.yao.osaka.jp/	八尾市のホームページから「子育ておうえん BOOK」で検索してください
みらいねっと	http://www.yao-mirai.net/	子育て情報ポータルサイトです。子育て Q&A や、メールフォームによる子育て相談なども行っています。



専門的な支援体制（ネットワーク）

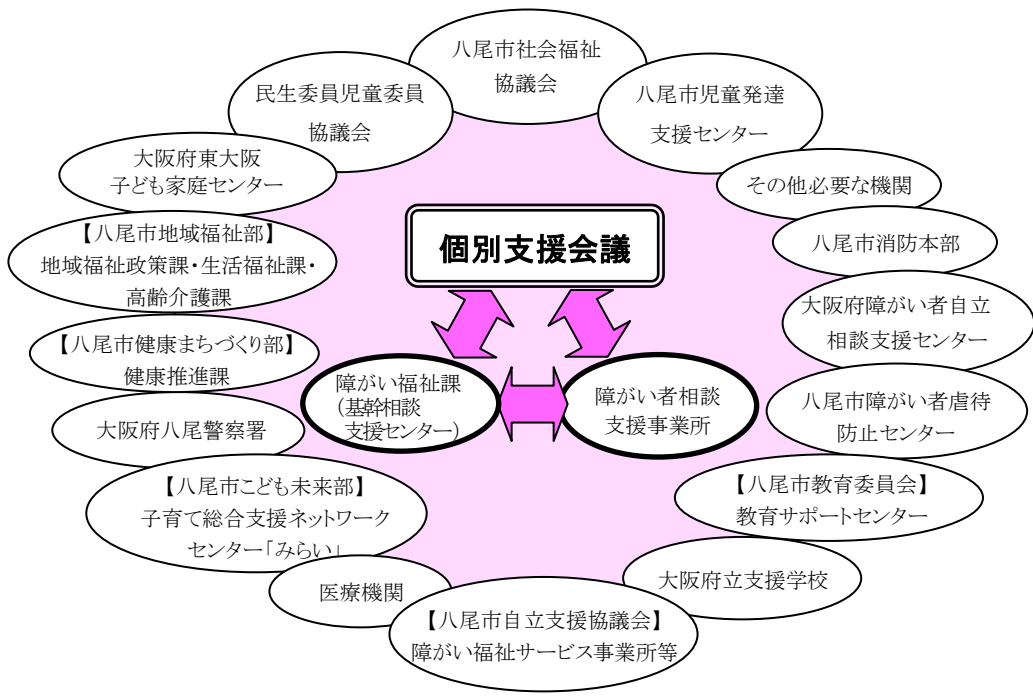
専門的な支援が必要な場合の支援体制（ネットワーク）は、各分野で以下のようになっています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 高齢者分野の専門的な支援体制 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



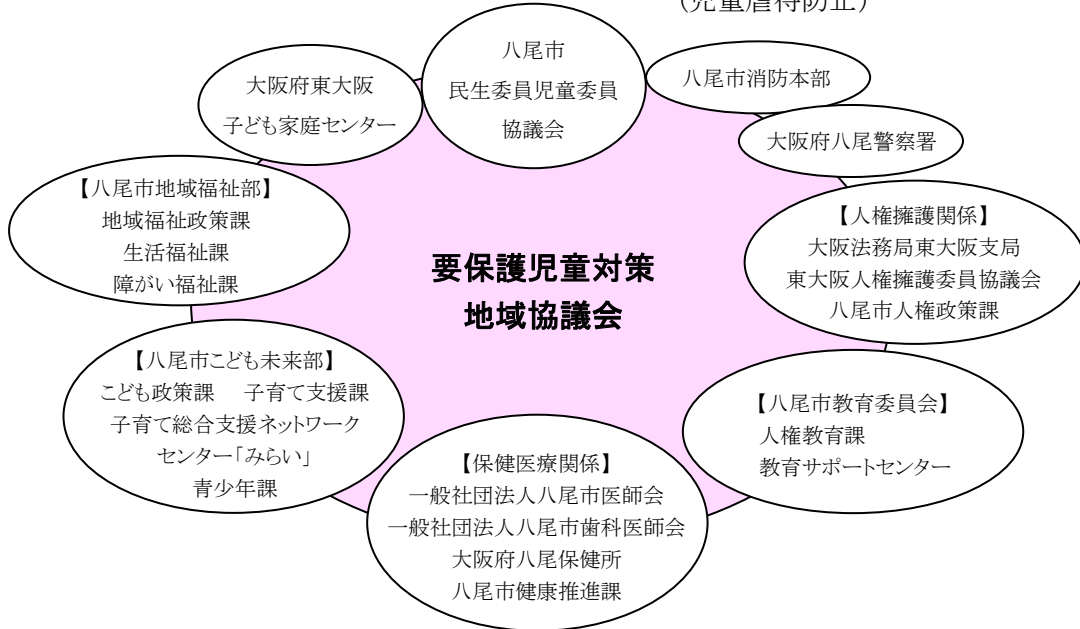
※八尾市消防署、大阪府八尾警察署、大阪府弁護士会、認知症医療センターは地域ケア連絡協議会のみ

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 障がい者分野の専門的な支援体制 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

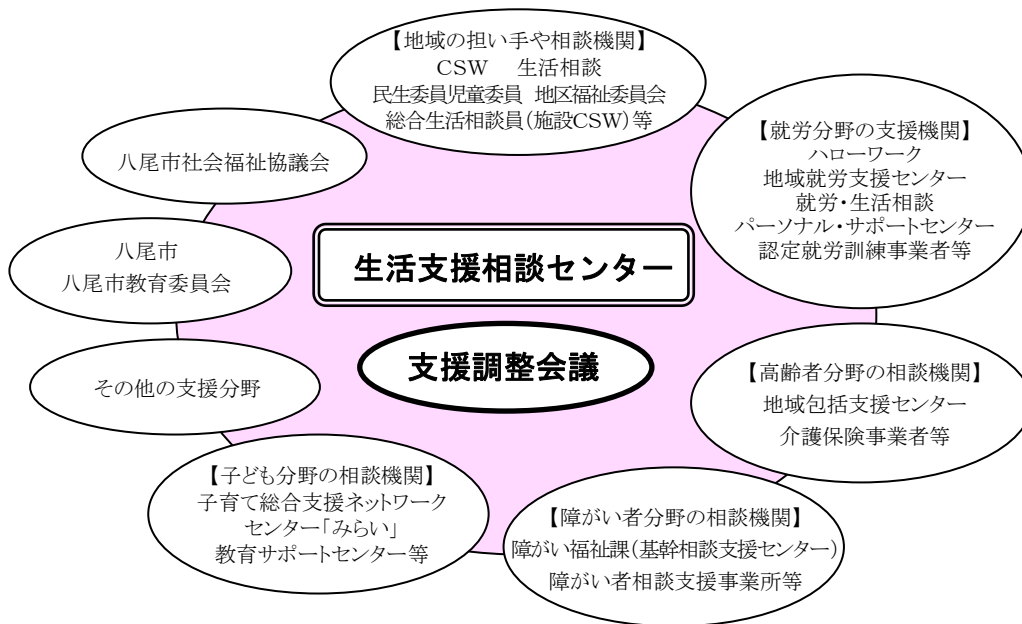


◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ **子ども分野の専門的な支援体制** ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(児童虐待防止)



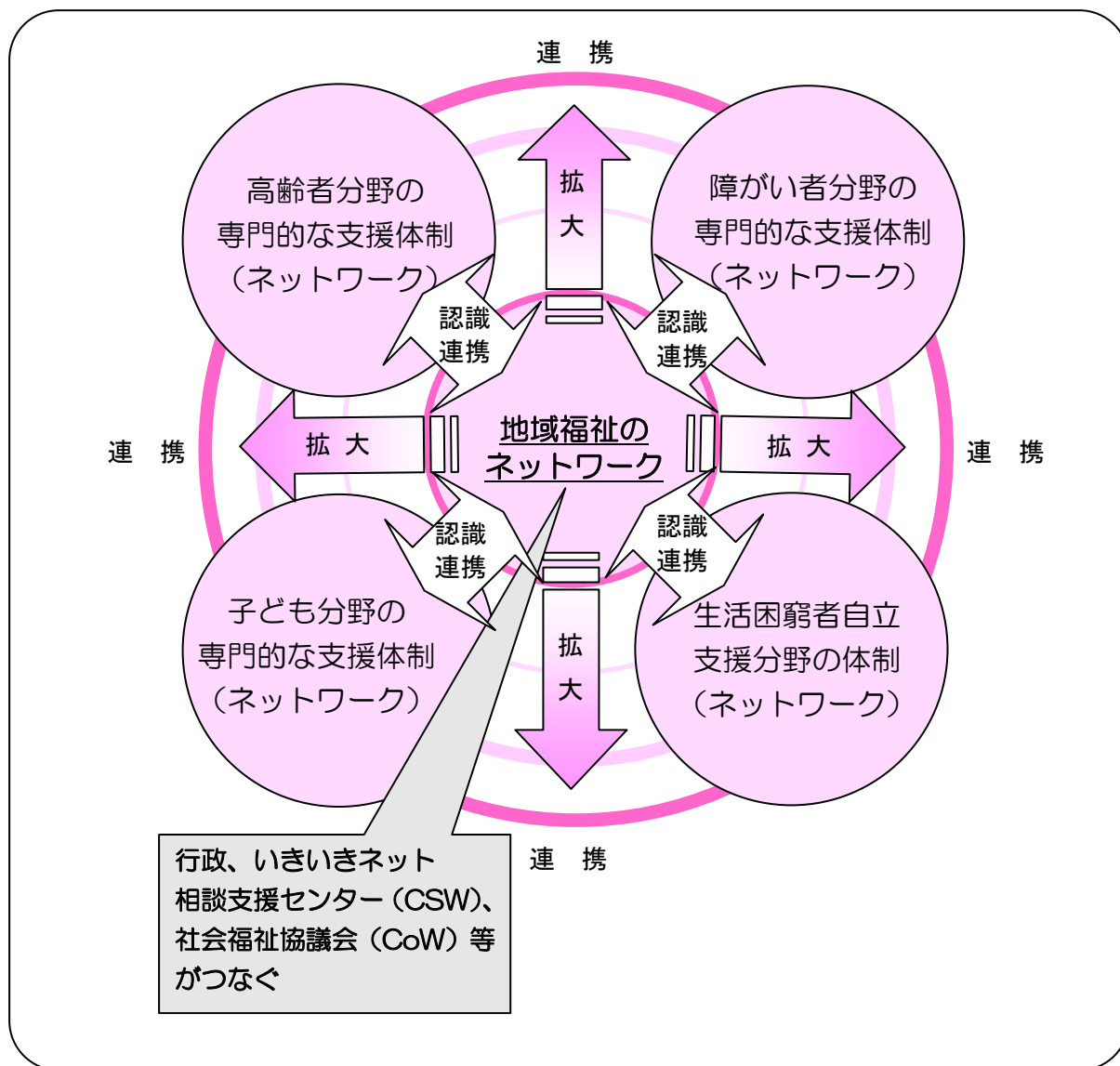
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ **生活困窮者自立支援分野の体制** ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

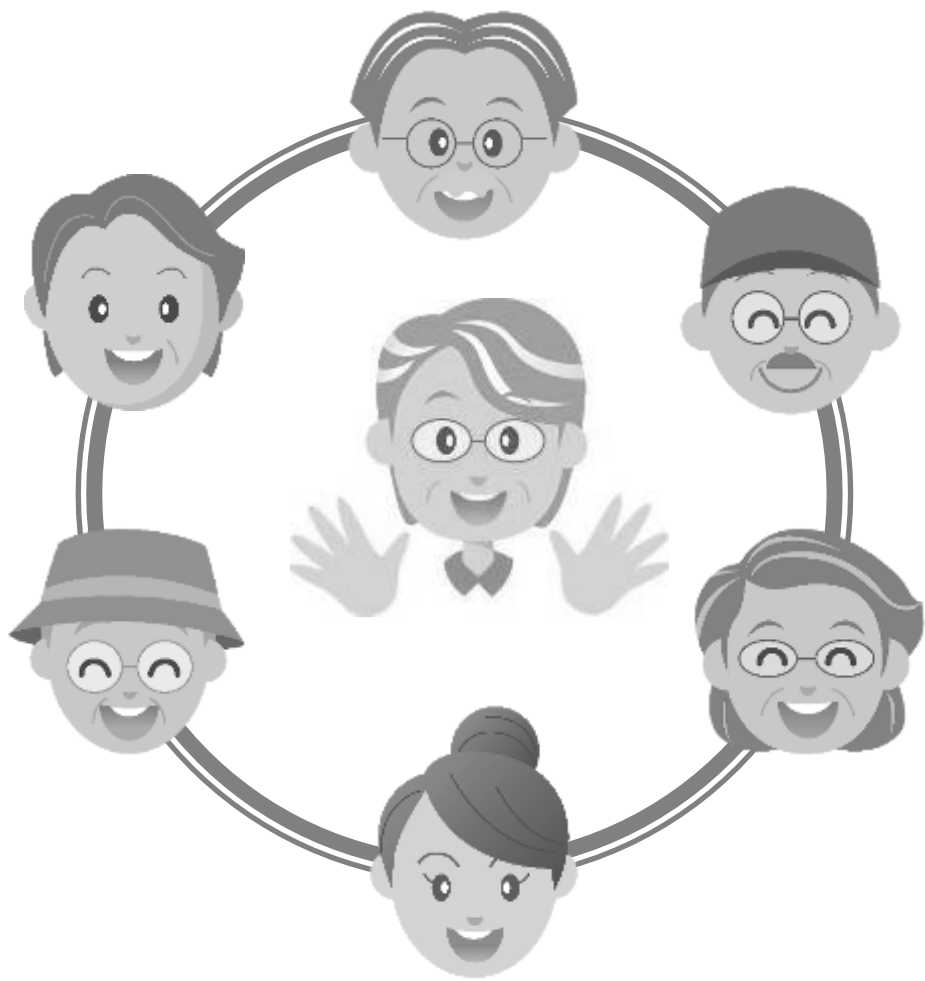


※支援調整会議は、相談者の状況に応じた関係機関等でその都度構成されます。

今後構築をめざす地域福祉のネットワーク

各分野の連携を図るため、地域福祉のネットワークを構築していきます。





基本施策（５）福祉サービスの充実とサービス利用者の権利擁護

本市では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などに関する個別計画を策定し、国の制度改正等の動向を踏まえ、関連する公的なサービスなどを提供しています。

しかし、それだけでは対応できない課題・ニーズも多く、新たなサービスの検討が必要なケースも顕在化しており、既存の福祉サービスの充実とともに新たなサービスの検討・実施などが必要となっています。

また、だれもが安心してサービスを利用できるように利用者の権利擁護を進めることが重要となります。

取り組み項目	取り組みの内容	市民	担 い 手	社 協	市
①さまざまな福祉サービスの提供	福祉サービスや制度について、正確でわかりやすい情報提供・発信を進めます。	○	◎	◎	◎
	公的な福祉サービスなどでは対応しにくいニーズに対応する福祉サービスの提供や新たな仕組みづくりを進めます。		◎	◎	◎
②福祉サービスの質の向上	公的な福祉サービスの質の向上を図るため、サービス評価や相談機能の充実、提供者の技能向上などに取り組みます。			◎	◎
③福祉サービス利用者の権利擁護の推進	だれもが安心して福祉サービスが利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・啓発や利用促進を図ります。 また、成年後見制度の担い手を確保するため、市民後見人の養成に取り組みます。	○	◎	◎	◎

【市民ができること】

- 福祉サービス・制度についての正しい知識を深めましょう。(①)
- 地区福祉委員会など地域団体が取り組むインフォーマルサービスに担い手として参加しましょう。(①)
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度などについて理解を深め、必要に応じて利用するように努めましょう。(③)

【担い手ができること】

- 地区福祉委員会など地域団体は、地域の状況や課題に応じたインフォーマルサービスを検討、提供します。(①)
- 民生委員児童委員や地域団体など地域福祉の担い手は、日常生活自立支援事業や成年後見制度などについて理解を深めるため、関連する情報の積極的な入手や研修会などへの参加に努めます。(③)
- 民生委員児童委員や地域団体は、サービス利用が適当と思われる人の相談に乗り、当事者や家族が利用できるように情報を提供します。(③)

【社会福祉協議会が行うこと】

- 公的な福祉サービスなどでは対応しにくいニーズに対応するため、地域における多様な「支える仕組み」を創出するとともに、公的な福祉サービスでは対応できない課題の解決に向け、必要かつ一定のニーズがあると判断した場合、新規事業に積極的に取り組みます。(①)
- 行政へ新たな公的福祉サービスの提案などを行います。(①)
- 社会福祉法人・事業所との連携を強化し、各法人・事業所の職員の確保と定着を図るための人材育成支援を行ないます。(②)
- 市民や地区福祉委員会など地域団体、民生委員児童委員を対象に、日常生活自立支援事業を周知・徹底するとともに、その連携を図りつつ、地域における対象者の発掘・支援につなげます。(③)
- 高齢者の人権について意識啓発を図るとともに、認知症高齢者などを対象とした虐待対応や成年後見制度の活用などについて、権利擁護の相談支援の充実を図ります。(③)
- 権利擁護センターにおける法人後見受任とともに、市民後見人養成事業を充実します。(③)
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度まで円滑につなげるために、他専門機関との連携を強化します。(③)

主な取り組み (指標 P 72)

- ◆CoW による地域の福祉課題の集約 (要援護者を各種制度や地域福祉活動につなげる)
- ◆基幹型地域包括支援センター (ランチ) 事業 (高齢者などの権利擁護を図る)
- ◆日常生活自立支援事業・法人後見受任・市民後見人養成事業、権利擁護関係事業の強化

コラム 8 権利擁護センター～判断能力が十分でない方の生活を支援します～

平成 25 年 12 月に設置された「権利擁護センター」は、日常生活自立支援事業の充実をはじめ、成年後見制度にかかる相談業務・法人後見受任事業や市民後見人養成事業等に取り組んでいます。

また、平成 26 年 4 月から高齢者の身近な相談窓口として基幹型地域包括支援センター（ランチ）事業も行っています。

権利擁護センターの主な事業

●自立支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対し、契約に基づき福祉サービス利用援助や日常の金銭管理サービスなどを行います。

●法人後見受任事業

日常生活自立支援事業を利用している方、市長申立て等により、後見人等の選任の申立てがなされ、社協として受任が適切なケースについては、家庭裁判所による選任を受け、受任します。

●市民後見推進事業

新たな成年後見制度の担い手として、親族や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）に加え、市民の立場で、後見人活動に取り組む「市民後見人」を養成する事業を平成 26 年度から始めました。

「市民後見人とは？」

市民後見人とは、社会貢献への意欲と熱意のある方で、所定の市民後見人養成講座を修了され、家庭裁判所から選任された一般市民で、判断能力が十分でない高齢者や障がい者に代わって、福祉サービスの契約や財産管理などの後見活動を行っていただくものです。

●基幹型地域包括支援センター（ランチ）事業

高齢者やその家族などが抱える悩みごとをはじめ、健康や福祉など生活に関するあらゆる相談に、専門の相談員が応じます。

権利擁護に関することについては、権利擁護センターにお問い合わせください！

八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター

電話：072-991-1161 ファックス：072-924-0974

【市が行うこと】

- 各福祉分野の個別計画などに基づき、公的な福祉サービスの提供に努めます。(①)
- 共助の充実により明確になった公助の役割を十分に踏まえ、既存の公的な福祉サービスなどの充実を図るとともに、新しい取り組みの創出に努めます。(②)
- サービス提供事業者の第三者評価の導入を促し、サービスの質が向上するように推進します。(②)
- サービス提供事業者が、サービスに対する利用者の不満や苦情相談のための窓口を設置し、対応を充実するよう働きかけます。(②)
- 福祉サービスに関する苦情対応の充実を図るため、各窓口相談機能の充実、関係各課や関係機関との連携強化を図ります。(②)
- 高齢者や障がい者、子育て中の保護者などの相談に適切に対応するため、市職員などの研修の充実を図ります。(②)
- 判断能力が不十分な認知症高齢者などが適切に福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会との連携により、日常生活自立支援事業の周知と利用の促進を図るとともに、専門員の配置や資質の向上に努めるなど、実施体制の充実を図ります。(③)
- 判断能力が不十分な認知症高齢者などで身寄りのない方について、市が窓口となり後見開始などの審判申立の実施や、本人に資力がない場合、後見開始後の後見人に対する報酬助成を行うなどの支援を図ります。(③)
- 地域包括支援センターと連携を図りながら、高齢者の人権について意識啓発を図るとともに、認知症高齢者などを対象とした虐待対応や成年後見制度の活用といった権利擁護の展開を行います。(③)
- 成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。(③)

主な取り組み

- ◆介護保険利用者支援事業【再掲】
- ◆介護保険事業者支援事業【再掲】
- ◆高齢者セーフティネットシステム管理事業
- ◆地域ケア会議推進事業【再掲】
- ◆緊急時障がい者保護事業
- ◆訓練等給付事業
- ◆障がい者相談支援事業【再掲】
- ◆子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ◆社会福祉協議会との連携強化【再掲】
- ◆地域包括支援センター運営事業【再掲】
- ◆権利擁護推進事業
- ◆成年後見支援制度事務（高齢介護課対応分）
- ◆成年後見支援制度事務（障がい福祉課対応分）

